

院内保育所新築工事

設計・監理業務委託仕様書 (初版)

平成28年10月

社会福祉法人 恩賜財団 済生会川内病院

済生会川内病院院内保育所新築工事設計・監理業務委託仕様書

- 件名：済生会川内病院院内保育所新築工事設計・監理業務委託
- 対象場所：鹿児島県薩摩川内市原田町 2 番 46 号
済生会川内病院敷地内

1 適用

本仕様書は、社会福祉法人恩賜財団済生会川内病院（以下「病院」という。）の保育施設の新築工事に係る設計・監理業務委託に適用する。尚、工事は、内閣府主導の平成 28 年度企業主導型保育事業助成金の要領に準じて対応するものとする。

2 計画施設概要

- (1) 施設名称：済生会川内病院保育所（仮称）
- (2) 施設の所在地：鹿児島県薩摩川内市原田町 2 番 46 号
（別紙第 1 参照）
- (3) 保育形態：
 - ア 通常保育（月曜日～土曜日 7：30～18：00）
 - イ 延長保育（通常保育日 20：00 まで）
 - ウ 夜間保育（毎週水曜日 18：00～翌午前 8：00 まで）
 - エ 病児保育（通常保育時 隔離室×2、病児室×1）
 - オ 一時保育（乳幼児が入所定員数に満たない場合実施）

3 設計条件

設計を行うにあたり、建築基準法、消防法や関係法規及び県、市条例等を順守したものとする。

また、平成 28 年内閣府発行の企業主導型保育事業の要領を順守するものとする。

総合的に本設計は、子供の安全性を第一とし、快適性、機能性が高く、丈夫な建物をコンセプトとして設計すること

- (1) 敷地の条件
 - ア 敷地面積：1600 m²
 - イ 用途地域：住宅地
- (2) 施設の条件
 - ア 工事種別：新築工事
 - イ 延床面積：350 m² 程度

- ウ 構造：木造1階建て（平屋）
- エ 定員：19名（職員数除く）
（定員内訳：0歳児（生後57日目から）4名、1歳児5名、2歳児5名、3歳児5名）

(3) 建設の条件

- ア 建設工期：平成29年3月～平成30年1月
- イ 建材（木材）
鹿児島県産建材又は優良木材を使用した木造の建物を設計すること

(4) 諸室の条件

- ア 乳児室及びほふく室（0・1歳児） 2室
 - a 年齢ごとに1室を準備すること
 - b 乳児室とほふく室は、1室内にパーテーション等で区画して整備すること
 - c 室内に手洗いの設備を設けること
 - d 床面積は、1人あたりの必要面積を確保すること
（保育所設置基準を順守すること。将来性を考慮し各部屋35㎡程度とする。）
 - e ほふく室の床材は、ほふくや午睡に適した仕様（床暖房も考慮）とすること
 - f 収納スペース（午睡用ふとん、遊具、保育用備品等）の収納場所を確保すること（当該スペースは必要床面積に含まない。）
- イ 調乳室及び調乳設備 1室
 - a 乳児用設備として、調乳の設備を設けること。調理室は別個に設けること
 - b 調乳室には、ミニキッチン及び棚を設けること
 - c 調乳室は、乳児室と隣接する場所に設けること
- ウ 沐浴室又は沐浴設備 1室
 - a 乳児用設備として、沐浴の設備を設けること
 - b 沐浴室は、乳児室と隣接する場所に設けること
- エ 保育室（2歳児～3歳児） 1室
 - a 室内に手洗いの設備を設けること
 - b 床面積は、1人あたりの必要面積を確保すること
（保育所設置基準を順守すること。将来性を考慮し各部屋35㎡程度とする。）
 - c 床材は、午睡に適した仕様（床暖房も考慮）とすること
 - d 収納スペース（午睡用ふとん、遊具、保育用備品等）の収納場所を確保すること

保すること（当該スペースは必要床面積に含まない。）

オ 乳児室、ほふく室、保育室

- a 3室は、隣接する部屋とし、各部屋の区画は移動式パーテーション等で区切れるようにすること
- b 3室は、各部屋に廊下を隣接させ、廊下より出入りができるようにすること
- c また3室は、屋外遊技場に面した配置とし、遊技場側にテラスを設置し、そのテラスを通じ、遊技場への出入りができるようにすること

カ 多目的スペース（遊戯室）

- a 室内に手洗いの設備を設けること
- b 保育所の全体行事等を行う部屋としても使用する。
- c 床面積は、30㎡程度とすること
- d 床材は、クッション性や床暖房も考慮すること

キ 調理室（厨房室） 1室

- a 定員分（将来定員50人計画）の給食を供給できる必要な広さや設備を設けること
- b 原材料の汚染を調理室に持ち込まないようにするため、調理室とは別に、前室、食品保管庫、下処理室を設けること。また、食材の搬入口及び検収場所は、専用の出入り口を設けること
- c 厨房設計は、地域保健所の指針、指導事項を確認し設計すること
- d 食育に対応した調理室の仕様にする

ク 病児室 1室

- a 病気になった子供に対応する部屋を1室設けること
- b 1室あたりの床面積は、15㎡程度とすること
- c 室内に手洗いの設備を設けること
- d 床材は午睡に適した仕様（床暖房も考慮）とすること
- e 収納スペース（午睡用ふとん、遊具、保育用備品等）の収納場所を確保すること
- f 病児室内には、専用のトイレを設けること

ケ 隔離室 2室

- a 感染症等の病児に対応する部屋を2室設けること
- b 1室あたりの床面積は、15㎡程度とすること
- c 室内に手洗いの設備を設けること
- d 隔離された子供専用のトイレを設けること
- e 病児室と隔離室は、隣接するように設置し、通常の保育エリアと動線を分ける位置に配置すること

- f 病児室と隔離室は、専用の出入り口（玄関）を設けること
尚、通常使用する玄関とは隣接しない場所に設計すること
- g 病児室と隔離室で対応する保育士、看護師用（大人）のトイレもエリア内に設けること
- コ 園児用トイレ
 - a 年齢に応じて使用可能な便器及び手洗い場を備えたトイレを設けること
 - b 便器数は年齢に応じて適切な数を設けること
 - c 汚物処理設備及びシャワー設備を設けること
 - d 2歳児の便器の間には仕切りを設けること。3歳児以上の便器には仕切り及び扉を設けること
- サ 職員室（事務室） 1室
 - a 保育所に備え置くべき帳簿の保管及び職員の執務のため、職員室を設けること
 - b 床面積は、20㎡程度とすること
 - c カーテン等で区画できれば、医務室との兼用は可とする。
- シ 医務室 1室
 - a 静養できる機能（ベビーベッド等の設置）を有し、医薬品等を常備できるようにすること
 - b カーテン等で区画できれば、職員室と同一スペースでも可とする。
- ス 更衣室 1室
 - a 職員用の更衣スペースを設けること
 - b 床面積は、職員12名程度のロッカーが設置でき、更衣ができるスペースを確保すること
 - c カーテン等で区画できれば休憩室と同一のスペースでも可とする。
- セ 休憩室 1室
 - a 保育士、看護師及び調理員が休憩時間にできる休息できる休憩室を設けること
 - b 職員数、勤務シフト等を考慮して休憩人員が休息できる広さを確保すること
 - c 調理員用とは別に設置することが望ましいが、調理員以外の職員と兼用でも可とする。
 - d カーテン等で区切れば更衣室と同一スペースでも可とする。
- ソ 仮眠室 1室
 - a 夜間保育対応として、保育士（1名）が仮眠できる部屋を設けること。
 - b カーテン等で区切れば更衣室と同一スペースでも可とする。

タ 職員用トイレ 2室

- a 保育士専用のトイレを1室、調理員専用のトイレを1室設けること
- b 調理員専用のトイレは、調理室とつながった位置に配置すること。また、調理服の脱衣スペース及び衛生面に特に配慮した手洗い場を設けること

チ 相談室 1室

保育所職員と保護者が面談や打ち合わせできる部屋を1室設けること

ツ 倉庫

- a 建物エリアに倉庫を2ヶ所以上設けること。
- b その内の1ヶ所は、屋外からの出入りができるように入口を設けること
- c 各倉庫の床面積は、5~10 m²とすること

テ テラス

- a 乳児室、ほふく室、保育室に隣接する屋外遊技場側にテラスを構築すること
- b テラスの軒先は、2 m程度とし、材質は、台風等に強い材質で設計すること
- c テラスの支柱は、腐食に強い材質で設計すること
- d テラスの下には、園児用の下足棚を設けること
- e 通常の出入り口は、テラス側より行う設計とすること

ト 玄関

- a 玄関は、車寄せを考慮した庇付きにすること
- b 玄関には風除室を備え、大雨の日に、同時に大勢の園児、職員が出入りする際でも支障をきたさない程度の広さを確保する設計とすること

(5) 屋外施設の条件

ア 屋外遊技場（園庭）

- a 屋外遊技場の面積は、150 m²以上確保できるよう計画すること
- b 屋外遊技場は、全体を水はけの良い構造とすること
- c 屋外遊技場には、お湯と水が出る足洗場を1ヶ所以上設けること

イ 遊具

遊具は砂場、滑り台を設けること

ウ 保護者用駐車場

- a 保護者送迎用及び来客対応として20台程度の駐車場を設けること（うち1台は障害者専用とする。）

- b 送迎用であるため、余裕のある駐車スペースを確保すること
 - c 駐車スペースは、白線で枠を書くこと
- エ フェンス・門扉
- a 園児の安全性を確保するため、敷地内（建物と遊技場）の周辺にフェンスを設け敷地の出入り口には、門扉を設けること
 - b フェンス及び門扉の材質は、亜鉛メッキ製とすること
- オ 緑化対応
- a 既存の井戸ポンプ周辺は緑化エリアとし、安全柵を設けること
 - b 屋外の園庭周辺には必要箇所に緑化を配置すること

5 エネルギー（電気・都市ガス）供給

- (1) 電気の供給（受電）は、保育所へ単独で供給すること
（既存病院からの電気供給は、行わない設計とする）
- (2) 保育所の非常用電源は、建築基準法及び消防法などで定められた電源を全て確保すること
- (3) 都市ガスの供給は、保育所へ単独で供給すること
（既存病院からの都市ガス供給は、行わない設計とする）
- (4) 都市ガスの用途は、厨房機器等の負荷容量が大きいものへの供給を優先すること。また、電気設備との負荷バランスを考慮し、キュービクル設備が不要となる設計をすること

6 弱電（電話・ネットワーク・TV・インターホン）設備

- (1) 電話回線（外線）とFAX回線
保育所の事務所には、外線電話回線とFAX回線がそれぞれ1回線使用できるようにすること
- (2) 内線回線（内線電話）
保育所の事務所には、病院との連絡がとれるよう、病院の電話交換機からの内線電話システムを2回線設けること
- (3) PHS 電話機対応
保育所エリアでは、病院用 PHS 電話機が使用できるように、PHS 電話機用のアンテナを適所に設置すること
- (4) 各部屋では、インターネットが使用できるよう環境を整備すること
- (5) 保育所の各部屋（居室）でTVが見れるように環境を整備すること
- (6) 保育所の玄関出入口には、カメラ付きインターホンを設置し、事務所で対応ができるように設計すること

7 照明設備

- (1) 建物内に設置する照明は、全て LED 対応の照明器具とし、省エネ機器を導入すること
- (2) 敷地周辺及び建物の周辺に外灯及び防犯灯を設置すること

8 消防設備

消防法及び条例に基づき設置する。また、薩摩川内市消防局からの助言・指導等がある場合は、協議のうえ対応すること

9 放送設備

保育所内の放送設備は、保育所内だけの設備とし、既存の建物との接続は行わない。

10 給水・給湯設備

(1) 給水方式

保育所への給水は、薩摩川内市水道施設からの直接給水方式とすること
既存病院からの給水施設からは給水しないこと

(2) 給水配管材質

給水配管の材質は、錆・腐食を考慮した配管材質を選定すること

(3) 給湯設備

保育所には、単独で給湯できる給湯設備を設置すること

既存病院の給湯系統からは対応はしないこと

保育所の全洗面所（手洗い）、沐浴エリア、授乳室等では、お湯が使用できるようにすること

厨房内の給湯は、使用量が多いため、給湯設備を単独で設けること

11 汚水浄化設備

保育所の汚水浄化設備は、新規に合併浄化槽を設置すること

既存の病院の汚水浄化槽設備には接続しないこと

※合併浄化槽の容量は、将来人員を見越した能力で設計すること

12 空調・換気設備

(1) 空調設備

ア 保育所内の全ての部屋には、個々に冷房・暖房機能を温度制御できる空調設備を設置すること

イ 空調設備は、最新の省エネ（トップランナー）を考慮した機種を選定すること

(2) 換気設備

ア 保育所の全ての部屋には、用途に応じた換気設備を設置すること
特に厨房設備の換気設備は、給気と排気のバランスを配慮した設計とすること

イ 換気設備は、低騒音の機種を選定すること

ウ 全熱交換機との組み合わせで、省エネを考慮すること

1.3 太陽光発電設備

保育所には、保育所の半分程度の電力を賄える太陽光発電システムを設置すること

1.4 セキュリティ対策（カメラ・電気錠）

(1) 監視カメラの設置

保育所の出入口には、専用の監視カメラを設置すること
尚、カメラの映像は、職員室のモニターで監視できるようにすること

(2) 玄関や主要な出入り口の扉は、電気錠の対応をすること

（保育施設職員は、通常保育時間外の出入りはカードキーで対応できるようにする。）

1.5 将来対応（増築対応）

将来、幼児の定員が増えることを想定し、保育室（30㎡）が2部屋程度増設できることを考慮した設計とすること

1.6 メンテナンス性と耐震性を考慮した設備の対応

保育所に設置する全ての設備・機器（エアコン、厨房機器、衛生器具・設備、電気設備等）については、メンテナンス性や耐震性を考慮した配置計画や施工方法とすること。又、点検口、点検スペース等の確保等、以下の項目を考慮すること

(1) 配線や配管、設備の表示（系統、銘板）の記載

(2) 点検口の場所や点検口の大きさ等を考慮

(3) エアコン室外機や単体設備（厨房機器等）の転倒対策の実施

(4) メンテナンス性を考慮した設備の設置（点検スペースの確保）

(5) エアコンのドレン配管の結露対策、ドレン清掃を考慮した配管施工

1 7 その他

(1) バリアフリー対応

保育所内は、段差をなくし、車いす対応も可能な構造とすること

(2) 安全対策

a 保育所内は、安全対策として、角は全て面取りにて対応すること
(園児の手の届く範囲)

b 外履き(靴)で入れる保育所内の床材(タイル、ビニールシート類)
は、雨天時にも滑りにくい材質を使用すること

(3) 幼児の使用する道具を保管する全ての棚等は、原則作り付けで設置する
設計とすること

1 8 監理業務

(1) 期 間：設計開始から工事完了までとする

(2) 業務内容：設計から工事に係る全ての監理業務とする